

宗像地区学校部活動

ガイドライン(改訂版)

令和5年6月

宗像市教育委員会
教育部教育政策課
学校整備プロジェクト室

TEL 0940-36-9610

FAX 0940-37-1525

福津市教育委員会
学校教育課

TEL 0940-62-5090

FAX 0940-43-9004

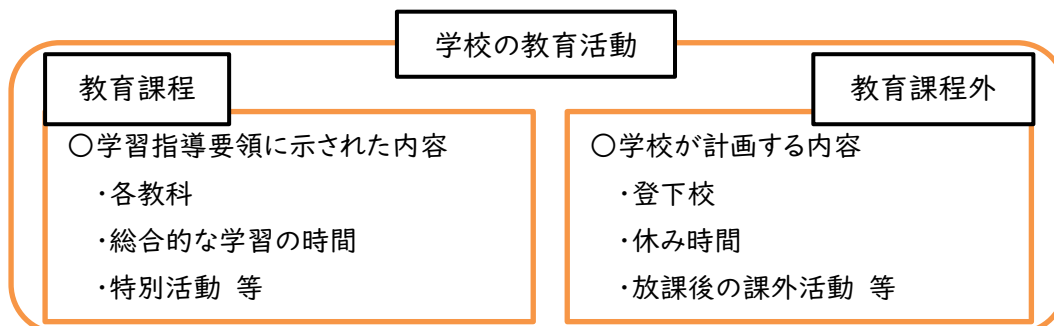
目 次

I	学校教育活動としての部活動の役割	1
	1. 学校教育における部活動の位置付け	
	2. 部活動の意義	
	3. 部活動の現状と課題	
II	部活動の適切な運営のための体制整備	2
	1. 部活動方針等の策定	
	2. 指導・運営に係る体制づくり	
	3. 適切な休養日等について	
	4. 地域・保護者・関係者等との連携について	
	5. 生徒の安全確保について	
	【参考1】「熱中症予防運動指針」	5
	【参考2】「環境省熱中症予防情報サイト」の検索の仕方	6
	(参考別表1) 部活動方針	7
	(参考別表2-1、2-2) 毎月の活動計画	7~8

I 学校教育活動としての部活動の役割

1. 学校教育における部活動の位置付け

学校の教育活動は、「教育課程」と呼ばれる学習指導要領に示された内容と、「教育課程外」と呼ばれる学校が計画する内容で構成されています。



部活動は、「教育課程外」の活動で、法令上、学校が設置、運営する義務とはされていません。しかし、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから学校の教育活動の一環として計画、実施されています。

また、平成29年3月告示の中学校学習指導要領において、部活動は以下のように位置づけられています。

○中学校学習指導要領(平成29年3月告示)抜粋

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動と連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取り扱い

2 第2の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

2. 部活動の意義

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒などの人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりと、その教育的意義が大きいものであると言えます。また、スポーツや文化及び芸術、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成に資するともいえます。中学生のこの時期に、スポーツや文化・芸術活動等に興味・関心を持った生徒が自主的・自発的に集い、顧問等の指導の下、その楽しさや喜び、感動・悔しさ・達成感などの体験や豊かな人間性の育成、自主性・克己心・社会的な態度・協調性・リーダーシップなどを醸成し、生涯にわたるスポーツや芸術、文化活動に親しむための基盤をつくることは、豊かな人生を送ることにつながります。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっています。

3. 部活動の現状と課題

しかし、今日においては、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。また、少子化が進む中、部活動は、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっています。

【生徒の実態】

- 適正・適切な休養を伴わない活動が行われた場合、生徒のバランスのとれた生活や成長に弊害が生じ、発育期のスポーツ障害や外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながるとはいえないことがある。

【教員の実態】

- 中学校教員の長時間労働。(部活動の指導時間が特に長い)
- 教員の放課後の時間を部活動に費やすことで、授業準備、家庭訪問、外部専門機関との連携が取りづらくなっている。
- 専門種目外(競技経験なし)で担当している部活動顧問の数が多。
- 土日に開催される大会等の引率は教員で行っているため、休日が取れない。また、審判等の大会運営業務も教員が担っている。

II 部活動の適切な運営のための体制整備

1. 部活動方針等の策定

- 校長は、部活動がよりよい活動となるように、本ガイドラインを参考に、「〇〇中学校(学園)部活動に係る活動方針」(以下「部活動方針」)を策定する。学校の実情に応じ

て、「部活動方針」(参考別表1)は毎年見直しを図ること。

- 部活動顧問は、部活動の年間活動計画、毎月の活動計画(参考別表2-1、2-2)及び活動実績を作成し、校長に提出すること。
- 校長は、「部活動方針」及び活動計画を学校のホームページやPTA総会等の機会を通じて公表すること。

2. 指導・運営に係る体制づくり

- 校長は、学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部活動数についての検証を行うこと。
- 校長は、毎月の活動計画等の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。
- 校長は、部活動指導員の任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷付ける言動や体罰及びハラスメント等はいかなる場合も許されないこと、服務を遵守すること等に関し、任用前後等の定期において、研修を行うこと。
- 部活動顧問と、部活動指導員及び外部指導者は、役割を明確にし、互いに連携を図ることによって、より効果的な指導を行うこと。

3. 適切な休養日等について

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けること。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日を休養日とすること。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)

併せて、以下に示す土日等の活動については、部活動の地域クラブ活動への移行を踏まえ、本年9月より地域クラブ活動(地域のスポーツ・文化芸術活動団体)の活動場所となる学校施設の確保等を目的に休養日とする。(以下に指定した土日等に中体連主催大会及び中文連主催コンクール等がある場合は、休養日を他の日に振り替えること。)

- ・R5. 9～ 毎月第1土曜日・翌日曜日
- ・R6. 4～ 毎月第1土曜日・翌日曜日、第3土曜日・翌日曜日
- ・R7. 4～ 毎月第1土曜日・翌日曜日、第2土曜日・翌日曜日
第3土曜日・翌日曜日
- ・R8. 4～ 毎週土日及び祝祭日

また、平日の活動についても、国及び県の方針に則り、地域クラブ活動への移行を視野に入れ段階的な削減を検討する。

- ※ 市は、中学生の希望者が、部活動休養日にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう地域クラブ活動の場の確保及び情報提供に努める。

- 1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。(週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい。「スポーツ医・科学の研究を踏まえた活動基準」より)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中と同様とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 夏季休業中等の学校閉庁日は休養日とする。ただし、連続する学校閉庁日の開始日から起算して2週間以内に全国大会などへの出場を控えている場合、校長の許可により休養日としないことを可能とする。

4. 地域・保護者・関係者等との連携について

- 学校は、部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 学校ホームページや部活動通信等を有効活用し、部活動の様子を定期的に発信し、理解を得る工夫をすること。

5. 生徒の安全確保について

- 日頃から、教育相談資料や保健アンケート等により、生徒の健康状態を把握し、保護者と連携しながら望ましい活動が行われるように配慮すること。
- 日頃から、関係する施設、設備、用具などの定期的な安全確認、事故が起こったときの対応の確認などに留意すること。
- 学校として定めている下校時間を遵守し、生徒が安全に下校できるような指導を行うこと。
- 校外で活動する際には、日没時間や交通事情などを考慮した上で活動時間を設定すること。
- 事故が発生した場合は、学校の危機管理マニュアルに沿って対応すること。
- 指導者は、生徒の熱中症予防を常に心がけること。その際、「熱中症環境保健マニュアル 2022(環境省)」を参考として適切に対応すること。また、熱中症予防情報サイトの活用や、携帯型の電子式暑さ指数(WBGT)計により、各活動場所の暑さ指数(WBGT)を測定し、各活動場所における生徒の活動(活動の強度、休憩の頻度、水分・塩分補給等)について全教職員等で共通理解を図り、適切に対応すること。その際、場合によっては躊躇なく活動計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること。さらには、熱中症が発生するおそれのある環境下において、マスクを着用している生徒がいる場合は、その危険性を踏まえ、マスクを外すよう指導すること。

【参考1】「熱中症予防運動指針」

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本スポーツ協会)令和元年5月改定」より

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。

2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。温度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

【参考2】「環境省熱中症予防情報サイト」検索の仕方

検索キーワードで、「環境省熱中症予防情報サイト」と入力または、URL アドレスに
http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php を入力



宗像地区のポイント予測画面に切替わります。

考別表2-2)「毎月の活動計画」(2ヶ月用)

部 活動スケジュール

No. []

部活動顧問 []

()月					()月				
日	曜日	内 容	場 所	時 間	日	曜日	内 容	場 所	時 間
例(平日)		休 み			例(休日)		練習試合	〇〇体育館	8:00~15:00
1					1				
2					2				
3					3				
4					4				
5					5				
6					6				
7					7				
8					8				
9					9				
10					10				
11					11				
12					12				
13					13				
14					14				
15					15				
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
21					21				
22					22				
23					23				
24					24				
25					25				
26					26				
27					27				
28					28				
29					29				
30					30				
31					31				
完全下校は 時 分です					完全下校は 時 分です				

